

● 広告幕の許可基準

地域等		許可がいないもの	許可を得て表示できるもの
自家 広告 物	禁止 地域	長さが10m以下で、かつ、 幅が1m以下	長さが15m以下で、かつ、 幅が1.2m以下
	許可 地域	長さが15m以下で、かつ、 幅が1.2m以下	1 長さが15m以下で、かつ、 幅が1.2m以下 2 道路上における下端の高さは、 路面から5m以上
一般 広告 物	禁止 地域	一般広告物は、禁止地域には表示（設置）できません。（適用除外を除く）	
	許可 地域	一般広告物は、許可を得て設置（表示） してください。（適用除外により許可 不要なものを除く）	1 長さが15m以下で、かつ、 幅が1.2m以下 2 道路上における下端の高さは、 路面から5m以上

※広告幕とは、横断幕、垂れ幕（つり下げたもの）などをいいます。

※材質が布でも、広告幕の四辺を固定すると、建物の壁面においては壁面利用広告、
独立したフレームにおいては広告板の扱いになります。